新型コロナウイルス感染症に対する本学の基本方針(学生用)

(令和4年5月9日改定)

」本学の新型コロナウイルス感染症に対する警戒レベルを「レベル3」→「レベル2」に引き下げ

1 医療人を目指す学生として、「3密の回避」「手洗いの励行」「マスクの着用」は、いつ、いかなる場面でも徹底すること。

2 学内での活動について

- 授業は、5月9日から原則、感染防御対策を徹底しながら対面授業を実施。
- ・登校時は、<u>昼食や休憩時</u>に「黙食」など大学や自治会が示した<u>ルールを厳守</u>するとともに、<u>マスクを外した状態での会話は避けるよう徹底</u>。登校した際にはサーモグラフィーでの検温を確実に実施すること。
- ・<u>課外活動(サークル)は感染防御対策を徹底しながら実施</u>。<u>遠征、合宿等は原則禁止</u>と する。
- ※臨地実習の対応については、<u>今後の感染状況を踏まえて実習先と調整したうえで改め</u> て指示する。

3 学外での行動について

- ・学外では、感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意しながら常に行動すること。
- ・大人数、長時間の会食(飲み会)は自粛。日頃顔を合わせないメンバーとの会食には特に注意すること。
- ・<u>アルバイトについて</u>は、他者との接触機会の多い業務など<u>感染リスクの高いものは自粛</u>。 それ以外のものも体調不良時には従事しないこと。
- ※アルバイト先の<u>感染リスクの区分</u>は、「学生アルバイトに関する基本方針」の表 1 を 参考に判断すること。
- ※臨地実習にかかわるアルバイトについては、同方針の表2を基準に判断すること。

4 県外への移動について

- ・感染拡大地域として本学が指定する地域(県による県民に対する県外往来に係る要請内 容を勘案し学長が定める;大学HPで公表)への移動については、やむを得ない場合(※) を除き自粛を要請する。(※) 本人・家族の健康問題、事故、忌引、就職試験
- ・特別な理由により本学が指定する地域に移動する場合は、あらかじめ家族とも相談のう えでその必要性を慎重に判断するとともに、次の事項を遵守すること。

「県をまたぐ移動時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」を作成し、時間に余裕をもって<u>事前にクラス顧問に必ず提出</u>すること。チェックした<u>遵守項目</u>は必ず守ること。

5 健康管理等について

- ・毎日の健康管理に努め、<u>体調不良時や医療機関受診時</u>には<u>「学生の健康チェックマニ</u>ュアルフローチャート」に基づき**大学に報告**すること。
- ・<u>PCR検査又は抗原検査を受ける場合(濃厚接触者の場合も含む)は、直ちに大学に</u> 連絡すること。

6 その他

このほか、授業実施や学内活動、県外移動、施設利用等に関する危機管理委員会、 学科長、学生部長等からの別途指示や緊急要請を STU メールで常に確認して適切に対 応すること。

(参考資料・通知・様式)

- ●感染リスクが高まる「5つの場面」
- ●「学生アルバイトに関する基本方針」
- ●「県をまたぐ移動時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」(今回改定)
- ●「県をまたぐ移動時のフローチャート」(今回改定)
- ●「学生の健康チェックマニュアルフローチャート」